

### 第3回契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：平成22年3月15日（月） 14：00～15：55
2. 開催場所：本部棟 第1会議室
3. 出席者：（委員会）：酒井委員長、川野辺委員、野田委員、白尾委員、田中委員  
（研究所側）：米倉理事長、村田理事、辻井理事、鎌田重粒子医科学センター長、菅野分子イメージング研究センター長、石田情報業務室長、笠井放射線防護研究センター運営企画室長、伊藤総務部長、遠藤総務部契約課長、他
4. 議題：
  - (1) 第2回委員会議事概要について
  - (2) 平成21年度契約の事前点検・見直し結果について
  - (3) 競争性の確保に関する点検結果について
  - (4) 前回取りまとめた見直し結果等の取扱状況について
  - (5) その他
5. 配付資料：
  - 1 第2回契約監視委員会議事概要（案）
  - 2 平成21年度契約の事前点検・見直し検結果
    - 2-1 前回競争性のない随意契約の事前点検結果【様式10-1】
    - 2-2 随意契約の見直しのために講ぜられた措置
    - 2-3 前回一者応札・一者応募の契約の事前点検結果【様式10-2】
    - 2-4 一者応札・一者応募の見直しのために講ぜられた措置
    - 2-5 新規契約の事前点検結果【様式10-3】
  - 3 契約における実質的な競争性確保に関する点検結果【調査票】
  - 4 随意契約見直し計画（案）の調整について
  - 5 平成20年度随意契約及び一者応札契約等の点検・見直しに係わる契約監視委員会としての見解（案）
  - 6 今後の予定
6. 議事概要：
  - (1) 第2回委員会議事概要の確認について  
事務局より、資料1に基づき説明があり、前回会議の議事概要について了承された。
  - (2) 平成21年度契約の事前点検・見直し結果について  
委員より、点検における調査全般の進め方について説明があり、また事務局より資料

2-1、資料2-2に基づき「前回競争性のない随意契約の事前点検結果」について説明あった。

(主な議論)

- ・ 規程上随意契約を行うことが可能な調達であっても、参入の可能な企業が他に存在する可能性があるのならば、競争入札に移行する努力を行うことは仕方がない。
- ・ 今回、随意契約を行ったことに問題なしとしたものについては、特定の業者しか受注し得ない等正当な理由を確認した。一方、ある業者から調達している調達に対する追加契約を随意契約として行ったものについては、特段別立に契約にする理由がないのであれば、元契約に含めて入札することが合理的である。追加契約を予見することは難しいかもしれないが、別立契約を随意契約としてカウントすることは適当であるのか、との印象はある。

事務局より資料2-3、資料2-4に基づき「前回一者応札・一者応募の契約の事前点検結果」について説明があった。

(主な議論)

- ・ 一者応札・一者応募の調達には4月1日以降履行分の年間契約が多く含まれており、20年度契約の調査を通して感じた大きな問題が解消されていない。年間契約については、契約更新の入札が3月中頃であり、委託する業務量が相当のものになると、特に新規参入業者にとっては履行までの十分な準備期間がとれず、入札に応じられないだろうと思われる。研究所としては、公告期間の延長など一定の改善努力がなされているが、引き続き努力してもらいたい。
- ・ 前回指摘がない契約については、少なくとも現状では新たに指摘する事項を見いだせないが、今後も継続して調査し、改善する事項があれば指摘していきたい。
- ・ なお、契約の事前点検は、契約毎の諸問題を想定して確認している以上、どの様な基準で指摘するのが委員会に問われていると考える。今回の調査の結果、「現状では指摘するものは見いだせない」となったものについても、今後の状況によって新たな指摘を行う等判断していくこともあろう。

事務局より資料2-5に基づき「新規契約の事前点検結果」について説明があった。

(主な議論)

- ・ 前回、委員会で求めた改善事項が新規契約に反映され、改善されていることが確認出来たが、さらなる改善を求めていく必要がある。また、早急に仕様書等へのガイドラインを策定し、所内に周知徹底していくことも必要である。
- ・ 20年度から大半の調達を競争入札に移行しているが、競争入札に付することが全て良いということではなく、競争入札にしたことによる弊害もあるのではないかと。
- ・ 別の研究機関では、競争入札にしたことにより、落札した業者が半年後には契約を返上

したため、研究が遅れた事例もある。実質的な部分で問題があると研究所の事業の計画的な遂行に多大な影響があり、本末転倒になるかもしれない。その様な競争入札のみを追い求めた場合の問題事例を積み重ねて、関係方面に訴えていくことは必要なのではないか。

### (3) 契約における実質的な競争性確保に関する点検結果

事務局より、資料3に基づき点検結果などについて説明があり、委員会として各々の契約に対する点検結果に対して、特に研究開発上でやむを得ない事情によるものであり問題はないと了承された。

#### (主な議論)

- ・ 経験・能力のある有力な入札業者が他に存在することを知り、新規業者が参入に二の足を踏むことがないようにしたい。研究所側でも事前に入札業者を分からないように工夫している様ではあるが、特殊性のある業界である以上、入札業者間において情報が共有されがちであり難しい問題である。

### (4) 前回取りまとめた見直し結果等の取扱状況について

事務局より、資料4に基づき、国からの統一的な指示により、前回の随意契約等見直し計画(案)を調整した旨説明があった。

#### (主な議論)

- ・ 随意契約等の見直し計画により、新規契約を随意契約にする余地が極めて限られるため目標は高くなる。公的費用を使う機関として適切な調達を求めるその姿は評価されるが、いたずらに業務量を増やすことにもつながり、自ら問題の存在を主張していかないと、業務を続けていけないのではないかと懸念はある。

### (5) その他

委員より、資料5に基づき、点検見直しにより様々な課題が見出されてきたことを踏まえ、委員会が審議してきた内容を見解としてまとめた事項について説明があり、また、事務局より、資料6に基づき、契約監視委員会の今後の予定について説明があった。

- ・ 委員会の見解(案)について意見を頂いた上で、今後の行政改革、独法仕分け等の作業のタイミングも見ながら、議事録の一環としてまとめていきたい。
- ・ 事務局より、今回の確認をもって、定められた期日までに点検結果を国に報告するが、報告後は国からの統一的な調整を経て公表となるとの説明があった。
- ・ 次回委員が参集する委員会は、独立行政法人の事業見直し等も踏まえて、平成22年度中の適切な時期に開催することとした。